

副本

許可通知書

申請書及び添付図書に記載の行為は土地区画整理法第76条第1項の規定により下記条件を附して許可する。

許可番号 指令川東区 第 号

許可年月日 令和 年 月 日

申請者 住所

氏名 様

川口市長 奥ノ木 信夫 印

- 許可条件

1

2

3

建築着手に当たっては、事前に区画整理事業施行者と充分打合わせること。
区画整理施行上支障がある場合は、区画整理事業施行者の指示に従い移転すること。
敷地の出入口は敷地内で取付けること。
- その他

1

2

3

材料、盛土、掘削土等の運搬により道路を損傷した場合は、申請者の負担において補修すること。
本工事に起因して既設の公共物に損傷を与えた場合は、申請者の負担で原型復旧すること。
門、塀等を施工する場合又は、公共用地を占有する場合は、必ず申し出ること
- 教示

1

2

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川口市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該審判において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

代理人 住所氏名		級建築士登録 第 号 TEL			
土地区画整理事業の名称		川口都市計画事業 新郷東部第2 土地区画整理事業			
申請行為 の場所	底地	川口市	番地	地積	m ² の内
	仮換地 (又は保留地予定地)	街区	画地		m ²
申請行為の種類		1 土地の形質の変更 2 物件の設置、たい積 3 建築物その他の工作物の新築・改築・増築			
申請行為の概要 及び地域地区		用途地域	建築面積	m ²	(排水処理)
		用途	延べ面積	m ²	本下水
		構造	造 階	m	浄化槽
土地所有者 住所氏名及び土地使用 承認(印)		Ⓜ (※申請者と異なる場合のみ押印)			
土地借地権者 住所氏名					
工事着手 予 定 年 月 日 工事完了		工事着手予定 令和 年 月 日 工事完了予定 令和 年 月 日			

注 意 事 項 (副本)

- (1) 許可番号及び許可年月日以外は、全て記入してください。
- (2) 「申請行為の場所」は、仮換地指定前の土地ならば「底地」の欄に敷地の町名地番を、仮換地指定後の土地ならば「底地」の欄に指定箇所の底地、及び「仮換地」の欄に指定箇所の街区及び画地番号を記入してください。
- (3) 「申請行為の種類」は、該当するものに○印を付けてください。
- (4) 「申請行為の概要及び地域地区」は、物件の設置、たい積については、種類・量等を明記し、建築物その他の工作物の築造については、高さ・建築面積・延べ面積及び構造等を明記してください。なお、用途地区については、申請行為の場所に該当する都市計画法第8条第1項に規定する項目を明記してください。
- (5) 申請者が、土地区画整理法第85条に規定する権利の申告のない土地所有者以外の場合は、土地所有者の同意のうえ、「土地所有者住所氏名及び土地使用承認(印)」の欄に記名・押印を受けてください。(係争の場合等で記名・押印を受けることができない場合は、その旨別記して提出してください。)
- (6) 申請書には、付近見取図(都市計画図等)、配置平面図(縮尺、方位及び敷地境界が明示されたもの)を添付してください。ただし、建築物その他工作物については、さらに構造詳細図を添付し、土地の形質の変更及び物件の設置・たい積については、縦横断面図を添付してください。
- (7) その他、上記以外の図面等については、施行者と協議のうえ作成・添付してください。
- (8) この申請書は、正本(1通)、副本(1通)を土地区画整理施行者(各事業地区の担当事務所)へ提出してください。
- (9) 建築基準法に基づく確認が必要な申請行為の場合は、許可通知書を添付し、確認後、建築行為等を行なってください。